

佐世保市監査委員公表第12号

財政援助団体等監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、財政援助団体等監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和6年3月27日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦
佐世保市監査委員 井上 友子



世知原温泉株式会社 分
公益財団法人佐世保市学校給食会 分

監査結果報告書

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 世知原温泉株式会社
- 3 監査の期間 令和6年2月27日から令和6年3月25日まで
- 4 実施内容

佐世保市の出資団体である世知原温泉株式会社（以下「世知原温泉」という。）の令和4年度における出納その他の事務が適正に行われているか、関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

観光商工部（観光課）

- (1) 出資目的は妥当か。
- (2) 出資による権利は決算書類に適正に表示されているか。
- (3) 証書等の保管は良好か。
- (4) 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- (5) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に事業報告を求め、調査し、必要な指導又は指示を行っているか。
- (7) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

世知原温泉

- (1) 定款等諸規程は整備されているか。
- (2) 出資目的に沿った事業運営が行われているか。
- (3) 経営成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (4) 財政状態は良好か。
- (5) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (6) 会計経理及び財産管理は適正か。
- (7) 資金の運用は適正か。また、経費節減は図られているか。
- (8) 利用促進のための努力はなされているか。

6 監査の結果

観光商工部（観光課）

- (1) 世知原温泉は、旧世知原町が町政60周年記念事業として掘削した温泉の施設管理運営を目的とした第三セクターとして設立したものである。出資はその設立に対して行われており、目的は妥当であると判断される。
- (2) 出資金は決算書類（財産に関する調書）に適正に表示されていた。

- (3) 証書等の保管は良好であった。
- (4) 代表取締役である副市長及び取締役である観光商工部長は、それぞれ株主総会及び取締役会に出席し、事業報告や収支決算報告等の審議を通して、株主としての権利行使を適切に行っていた。
- (5) 経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督が行われていた。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に事業報告を求め、調査し、必要な指導又は指示を行っていた。
- (7) 利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めていた。

世知原温泉

- (1) 定款等諸規程は整備されていた。
- (2) 事業運営は出資目的に沿って適正に行われていた。
- (3) 経営成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されていた。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響として国県市が実施した宿泊キャンペーン等により宿泊部門の売り上げは過去最高となった。一方、費用については、光熱費の高騰等により収益を上回ったが、市から一部補填を受けたため、4期ぶりの黒字に転じた。繰越利益剰余金は、477千円増加し、財政状態は良好であった。
- (5) 関係帳票の整備、記帳及び領収書等の証拠書類の整備、保存は概ね適切であった。
- (6) 会計経理及び財産管理は概ね適正に行われていた。
- (7) 資金の運用は適正であり、経費節減も図られていた。
- (8) 特典付き宿泊プランの設定や、温泉回数券の販売、各種 SNS による情報発信などの集客に加え、宿泊キャンペーンを積極的に活用し宿泊客の増加につなげた。また特典付きの宿泊会員制度により引き続き顧客の獲得に努めるなど、利用促進のための取り組みがなされていた。

【世知原温泉株式会社】の概要は次のとおりである。

1 事業の内容

(1) 事業の目的

世知原温泉株式会社（以下「世知原温泉」という。）は、次の事業を営むことを目的としている。

- ア 温泉利用施設及び宿泊施設の管理運営の受託
- イ 飲食店の経営
- ウ 食料品、菓子、清涼飲料水、酒類、煙草、民芸品、工芸品及び日用品雑貨の販売
- エ 農産物、畜産物、水産物及びそれらの加工品の販売及び受託販売
- オ イベントの企画及び運営
- カ 荷物の取次代行業務
- キ 野球場、テニスコート、ふれあいの館、ログハウス、グリーンスポーツの森の管理運営の受託
- ク 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理および譲渡並びにこれらの仲介
- ケ マッサージ業
- コ 郵便切手及び印紙の売りさばき
- サ ア～コに附帯する一切の業務

(2) 事業の現況

世知原温泉は、世知原温泉・宿泊施設（「山暖簾」）の指定管理者であり、指定管理に関する協定書に基づく業務を行っている。

(3) 市との関係

平成 17 年 4 月 1 日佐世保市と旧世知原町が合併したことにより、旧町の財産である世知原温泉の株券 392 株(39,200,000 円)を佐世保市が引き継いだものであり、佐世保市は、世知原温泉(資本金総額 53,000,000 円)へ 39,200,000 円(出資率 73.96%)出資している。

また、令和 4 年度は「山暖簾」に対する指定管理料として委託料 7,011,229 円を支出している。

(4) 組織

世知原温泉は次のとおり構成されている。（令和 5 年 3 月 31 日 現在）

